第4次橋本市地域福祉計画策定業務

に係るプロポーザル実施要領

令和7年8月

橋本市　健康福祉部　福祉課

目次

1.業務目的・・・1

2.業務概要・・・1

3.参加資格要件・・・2

4.日程（予定）・・・3

5.実施要領等の配布・・・3

6.提出書類・・・4

7.質疑応答・・・5

8.企画提案書の提出・・・5

9.企画提案書作成要領・・・6

10.プレゼンテーション実施要領・・・7

11.その他・・・9

1.業務目的

　第4次橋本市地域福祉計画を策定するにあたり、豊富な経験、高い専門知識を有する事業者から提案された企画等を一定の基準で評価・選定する「公募型プロポーザル」を実施することにより、委託事業者の選定及び事業遂行を公正、効率的に行うことを目的とする。

2.業務概要

（1）業務名　　　第4次橋本市地域福祉計画策定業務

（2）業務内容　　第4次橋本市地域福祉計画策定業務仕様書のとおり

（3）履行期間　　契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

（4）提案上限額　7,865,000円（2か年業務、消費税及び地方消費税を含む）

①令和7年度提案上限額：3,740,000円（消費税及び地方消費税を含む）

②令和8年度提案上限額：4,125,000円（消費税及び地方消費税を含む）

　　※提案上限額を超える額で提案した事業者は失格とする。

（5）契約方法　　公募型プロポーザル方式による随意契約

（6）公募型プロポーザル方式を採用する理由と期待される効果

　　　本業務は、福祉関連の専門的な知識を必要とするものであり、これらを有する事業者の確保が、本業務の成果に与える影響は大きいものと考えられる。こうしたことから、業務内容について提案者を募り、その中から内容等を総合的に審査し、最も適切と認められる契約の相手方を特定する「公募型プロポーザル方式」を採用する。

（7）担当課

　　橋本市健康福祉部福祉課社会福祉係

　　所在地　〒648-8585　和歌山県橋本市東家一丁目3番1号

　　　　　　橋本市保健福祉センター1階

　　電話　　0736-33-3708（直通）

　　メールアドレス　fukusi@city.hashimoto.lg.jp

　　担当者　中谷　正

3.参加資格要件

　本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件に該当する者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

（2）令和7年度橋本市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

（3）橋本市建設工事等契約に係る指名停止基準（平成18年6月1日制定橋本

市告示第271号）に基づく指名停止または橋本市物品購入契約に係る入札参加資格停止基準（平成26年6月1日制定橋本市告示第87号）に基づく指定停止の措置期間中でないこと。

（4）宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。

（5）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て中、または更生手続き中でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第227号）の規定による再生手続開始の申し立て中、または再生手続中でないこと。

（6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の利益につながる活動を行う者、又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

（7）全国の地方公共団体を契約相手として、地域福祉計画又は本業務目的と類似した福祉関連計画策定業務を元請けとして受注し、完了した実績があること。

(8)和歌山県内の地方公共団体を契約相手として、地域福祉計画又は本業務目的と類似した福祉関連計画策定業務を元請けとして受注し、完了した実績があること。

（9）個人情報の取扱いに関して、プライバシーマーク認証を3回以上更新して取得していること。

4.日程（予定）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 期日 |
| プロポーザル実施要領公表期間 | 令和7年8月1日（金）～令和7年9月9日（火） |
| 参加意向届出書受付期間 | 令和7年8月1日（金）～令和7年8月12日（火）  午前9時～午後5時まで（必着） |
| 質疑書の提出期限 | 令和7年8月20日（水）　午後5時まで（必着） |
| 質疑書への回答 | 令和7年8月25日（月）　午前10時～ |
| 企画提案書及び見積書提出期間 | 令和7年8月26日（火）～令和7年9月9日（火）  午前9時～午後5時まで（必着） |
| 参加辞退届の提出期限 | 令和7年9月9日（火）　午後5時まで（必着） |
| 審査、プレゼンテーション | 令和7年9月下旬頃～10月上旬頃（予定） |
| 業者の決定、公表 |
| 業務契約締結 | 令和7年10月中旬～下旬頃（予定） |

5.実施要領等の配布

　本業務に関する資料及び本プロポーザルに参加するために必要な書類は次のとおりとする。

　（1）配布期間

　　　令和7年8月1日（金）から令和7年9月9日（火）まで

　（2）配布資料

　　　①　第4次橋本市地域福祉計画策定業務に係るプロポーザル実施要領

②　第4次橋本市地域福祉計画策定業務仕様書

　　　③　参加意向届出書（様式第1号）

　　　④　質疑書（様式第2号）

　　　⑤　業務実績書（様式第3号）

　　　⑥　提案金額見積書（様式第4号）

　　　⑦　会社概要書（様式第5号）

　　　⑧　担当者経歴書（様式第6号）

　　　⑨　参加辞退届（様式第7号）

　（3）掲載場所

　　　配布資料は、下記のリンク先から必要に応じてダウンロードし、使用すること。

6.提出書類

　本プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格要件を確認の上、以下の書類を提出すること。

（1）提出書類（各1部）

　①参加意向届出書（様式第1号）

　②業務実績書（様式第3号）

　③会社概要書（様式第5号）

　④担当者経歴書（様式第6号）

　⑤全国の地方公共団体を契約相手として、地域福祉計画策定業務の受注実績を証明する書類（契約書・仕様書等）を添付すること。なお、納品済みの契約書・仕様書等に限る。

　⑥和歌山県内の地方公共団体を契約相手として、地域福祉計画策定業務の受注実績を証明する書類（契約書・仕様書等）を添付すること。なお、納品済みの契約書・仕様書等に限る。

　⑦個人情報の取扱いに関して、プライバシーマーク認証を3回以上更新して取得していることが証明できる書類を添付すること。

（2）提出方法

　提出場所への持参、または郵送により受付を行う。なお、ＦＡＸでの受付は行わない。

　※郵送の場合は簡易書留とし期限内必着とする。また、郵送する旨を期間内に担当課まで電話連絡すること。

　※郵送の場合の宛先は、担当課まで記載すること。

（3）受付期間及び提出場所

　①受付期間　令和7年8月1日（金）から令和7年8月12日（火）まで

　　　　　（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで（必着）

　②提出場所　2.（7）担当課と同じ。

7.質疑応答

（1）質疑方法

　　　質問は、質疑書（様式第2号）により郵送または電子メール（担当課宛）により行う。質問内容及び回答は、本市ホームページにて公表する。

　　※質疑書の送付後、必ず電話により到着確認を行うこと。

　（2）日時

　　　質疑書の提出期限　　　　令和7年8月20日（水）午後5時まで（必着）

　　　質疑書への回答閲覧期間　令和7年8月25日（月）午前10時から

　（3）その他

　　　①　質疑書の提出期限を過ぎた問い合わせには、回答しない。

　　　②　質疑に対する回答書は、実施要領及び仕様書等の追加、または修正事項とみなし取り扱う。

　　　③　回答に対する再質問は受け付けない。

8.企画提案書及び見積書の提出

（1）提出方法

提出は、提出期限までに提出場所へ持参、または郵送することにより行う。（ＦＡＸ、電子メール等による受付は行わない。）

　　※郵送の場合は、「第4次橋本市地域福祉計画策定業務　企画提案書在中」と記載し、簡易書留にて郵送すること。また、宛先を2.（7）の担当課とすること。

　　※期限が過ぎた場合は、辞退したものとして取り扱う。

（2）受付期間及び提出場所

　　①受付期間　令和7年8月26日（火）から令和7年9月9日（火）まで

　　　　　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

　　　　　　　　午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（必着）

　　②提出場所　2.（7）担当課と同じ

（3）提出物及び提出部数について

　①　提出物一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出物 | 提出部数 | 備考 |
| 企画提案書 | 9部 | カラー印刷とする  任意様式とする |
| 業務工程表 | 9部 | 任意様式とする |
| 提案金額見積書  （様式第4号） | 原本　1部  写し　8部 | 消費税及び地方消費税を加算しない金額を記載すること |
| 見積内訳書 | 9部 | 任意様式とする |

　②　その他

　　ア）上記提出物は、フラットファイルにインデックス等で分かりやすいように綴ること。また、フラットファイル表紙には、業務名及び社名を表示すること。

　　イ）企画提案書提出後の提案書等の加除及び差し替えは、不可とする。

　　ウ）企画提案書の内容について、本市から問い合わせをする場合がある。

　　エ）提案金額見積書には、2か年の総額を記載し、見積内訳書で、年度ごとに企画提案内容に基づいた各経費の内訳、積算根拠を記入すること。

9.企画提案書作成要領

（1）企画提案書について

企画提案書は、本実施要領、業務目的に沿った内容とすること。ただし、原則A4版（A3折り込みは可）とする。

（2）留意事項

　　①　企画提案書の作成により生じた諸費用について、本市は一切負担しない。また、提出物は、一切返却しない。

　　②　企画提案書に含まれる著作権は、提案者に帰属する。ただし、本事業において公表等が特に必要と認められる場合は、本市は提案物の全部または一部を使用できるものとする。

　　③　提案内容の記述が、特許権等法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果、生じた責任については、提案者が負うものとする。

　　④　実際の業務内容は、企画提案書に基づき、本市と受注候補者による協議により決定する。

10.プレゼンテーション実施要領

（1）審査の方法

　　①　企画提案書の審査は、別途設置する「第4次橋本市地域福祉計画策定業務におけるプロポーザル審査委員会（以下、「委員会」とする。）」が行うものとする。

　　②　プレゼンテーション日時

　　　　日時　令和7年9月下旬～10月上旬頃（予定）

　　　　場所　橋本市保健福祉センターにおいて実施する。詳細な時間、場所については別途通知する。プレゼンテーションに参加できない場合は、審査対象から除外する。

　　③　実施方法

　　　　ア）プレゼンテーション20分、質疑応答20分の割合で、一者40分以

内で行うものとする。

　　　　イ）提案者側の出席者は、原則3名以内とする。なお、出席者には本市地域福祉計画策定における主担当者を必ず含めること。

　　　　ウ）プレゼンテーションに際し、必要な機器（スクリーン及びプロジェクター）と電源は本市が用意するが、その他の機器（パソコン等）は提案者側で用意すること。

　　　　エ）説明に際して用いることができる資料は、提出した企画提案書のみとする。ただし、6.（1）②の業務実績書において事前提出した成果物については、プレゼンテーション中に審査員に回覧する。

　　④　審査基準

　　　委員会において下記審査基準に基づき総合的に審査し、最高得点者を優先交渉権者、次点の者を次順位交渉権者として決定し、参加者へ通知する。なお、審査内容や審査結果に対する質問、異議等については一切受け付けない。

【審査基準】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 評価の視点 | 配点 |
| 経営規模 | 資本金、売上金、経営状況に問題はないか。 | 5 |
| 同種業務実績 | 全国の地方自治体を契約相手とした類似業務実績を有しているか。 | 5 |
| 地域精通度 | 本市と過去10年における受注実績（履行中を含む）を有しているか。 | 10 |
| 業務体制 | 本業務の責任者が地域福祉計画に関するコンサルティング業務において、業務責任者としての経験が豊富で、十分な能力・資格等を有しているか。 | 10 |
| 企画提案 | 本市における地域特性及び地域福祉の現状分析及び課題抽出が適切に反映できる提案となっているか。 | 20 |
| アンケート調査の実施方法や課題分析の提案内容が、具体的かつ効果的なものであり、実現可能なものであるか。 | 20 |
| 地域や行政等、各機関や団体等が担う役割が明確になっているか。 | 20 |
| 本業務の業務行程が具体的に提案され、またそれが実現可能であるか。 | 10 |
| 社会福祉法の他、各関連法令等について十分に理解し、国や県の動向を熟知しているか。 | 10 |
| 独自提案 | 仕様書に基づく業務のほか、課題解決のための企画力と実効性のある提案が具体的に記されているか。 | 10 |
| 提案金額 | 見積額を評価 | 5 |
| 合計 | | 125 |

※提案金額の採点方法

　次の計算式により点数を算出する。

　　点数＝（最低見積金額÷見積金額）×5点　小数点以下は切り捨て

　⑤　優先交渉権者との協議

　　　市は優先交渉権者と、提出された提案書を基に、具体的な条件等の合意に向けた協議を行う。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合や、優先交渉権者が失格要件に該当した場合は、市は優先交渉権者との協議を打ち切り、次順位交渉権者と交渉するものとする。なお、参加表明者が1者のみの場合は、選考委員の採点の平均点が6割以上であれば、優先交渉権者として選定し、協議を行う。

　⑥　契約締結

　　　市との優先交渉権者は、提出された提案書を基に、本業務に関する具体的な条件等の合意に至った場合は、契約の締結を行う。

　⑦　失格要件

　　ア　提出期限を過ぎて提案書が提出された場合

　　イ　審査会において、合計点数が75点を下回った場合

　　ウ　提出書類に虚偽の記載があった場合

　　エ　参加要件のいずれかを満たさなくなった場合

　　オ　消費税込みとして計算した見積金額が提案上限額を上回っていた場合

　　カ　審査の公平性に影響を与える行為を行った場合

　　キ　その他、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

11.その他

　（1）やむを得ない事情により、市がプレゼンテーションを実施することができないと認めるときは、プレゼンテーションの日程を変更する場合がある。この場合において、これに要する経費については、本市に請求することができない。

　（2）プレゼンテーションの結果については、市ホームページで公表する。